

平成28年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成28年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成27年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算
- 議案第25号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算

議案第26号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

(県民課、政策法務課)

行政不服審査法の全部が改正され、審査請求の審理は条例に特別の定めがある場合を除き審理員が行うとされたことに伴い、審理員を指名しないで審理する特例について定める等、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県個人情報保護条例
- ・鳥取県情報公開条例
- ・鳥取県公文書等の管理に関する条例

[平成28年4月1日施行]

議案第32号 仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する

条例の設定について (人事企画課)

職員のワークライフバランスを推進するため、フレックスタイム制度、子育て部分休暇制度及び高齢者部分休業制度を導入するものである。

(改正する条例)

- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・職員の修学部分休業に関する条例

[平成28年4月1日施行]

議案第33号 鳥取県職員の退職管理に関する条例の設定について (人事企画課)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正され、国家公務員の退職管理の趣旨及び各自治体における職員の再就職の状況を勘案し、職員の退職管理の適正を確保するための措置を講ずるものとされたことに伴い、管理職職員であった者が営利企業等の地位に就いた場合に、任命権者に届け出なければならないこと等について定めるものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第34号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の設定について（業務効率推進課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報を自ら利用し、又は他の機関に提供することができる事務について定めるものである。

（概要）

- ①特定個人情報を利用することができる事務として、生活保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務などを定める。
- ②個人番号を利用することができる事務を処理するために、知事又は教育委員会が保有する特定個人情報のうち利用することができるものについて定める。
- ③個人番号を利用することができる事務を処理するために、知事又は教育委員会がそれぞれ提供することができる特定個人情報について定める。

[公布施行ほか]

議案第35号 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の設定について（緑豊かな自然課）

山陰海岸ジオパークに親しみ、その魅力を学び、体験する機会を提供し、自然を大切にする心を育むとともに、観光の振興に寄与するため、鳥取県立博物館に附置されている山陰海岸学習館について、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館として分離独立させ、その設置及び管理について必要な事項を定めるものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第36号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課等）

①次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。

- ②鳥取県環境学術等研究基金は、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときに処分できることとする。
- ③後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金を算定する際に給付費見込額に乗じる割合は、鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の積立てに必要な率（現行10万分の44）とする。
- ④鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、とっとり発グリーンニューディール基金、鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金、鳥取力創造運動推進基金及びとっとり支え愛基金は、廃止する。

[公布施行ほか]

議案第37号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

(税務課)

山村振興法の一部が改正され、産業振興施策促進区域内において特別償却設備を新設又は増設した者について不動産取得税の不均一課税をしたときは、地方交付税による減収補てんを行うとされたことに鑑み、当該不動産取得税の税率を引き下げる特例を定めるものである。

(概要)

- ①山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内において、平成29年3月31日までの間に地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設で、取得価額などの一定の要件を満たすものを新設又は増設した者に対する不動産取得税の税率は、本来の税率に10分の1を乗じて得た率とする。
- ②①の適用を受けるための申請手続を定める。

[公布施行]

議案第38号 職員の給与に関する条例等の一部改正について (人事企画課)

地方公務員法の一部改正により、級別基準職務表を給与に関する条例に定めることとされたことに伴い、現行の級別標準職務表を等級別基準職務表に改称するとともに、任期付研究員及び任期付職員の等級別基準職務表を定めるものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について (人事企画課)

職員を派遣することができる公益的法人等に全国知事会を追加し、公益財団法人鳥取県畜産振興協会及び公益社団法人鳥取県人権文化センターを削るものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (人事企画課)

職員が県の管理する河川等において著しく腐敗した魚の死骸を処理する作業に従事したときは、従事した日1日につき300円の特殊現場作業手当を支給するものである。

[公布施行]

議案第41号 鳥取県職員定数条例の一部改正について (業務効率推進課)

平成28年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直し等を行うものである。

(概要)

- ・知事部局 15人減
- ・学校職員 77人減 ほか

[平成28年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県附属機関条例等の一部改正について (業務効率推進課等)

県行政に関し調査審議を行う附属機関について、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取県行政不服審査会など7の機関を新設するとともに、鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会及び鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会を統合する。
- ②鳥取県事業棚卸し評価者会議など4の機関を廃止する。
- ③鳥取力創造運動推進委員会の名称及び調査審議する事項を変更する。

[平成28年4月1日施行]

議案第43号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(福利厚生課)

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、地方公務員災害補償と障害厚生年金との調整率が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①傷病補償年金の給付事由と同一の事由により障害厚生年金が支給される場合に当該傷病補償年金の額に乗じる調整率を0.88（現行 0.86）とする。
- ②休業補償の給付事由と同一の事由により障害厚生年金が支給される場合に当該休業補償の額に乗じる調整率を0.88（現行 0.86）とする。

[平成28年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(地域振興課等)

居宅サービス事業に係る事務を適切に処理するため、通所介護事業所の宿泊サービスに係る届出の受理は、その指定監督権限を有する南部箕蚊屋広域連合が処理することとする等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等に基づく通所介護事業所の宿泊サービスに係る届出の受理については、南部箕蚊屋広域連合が処理することとする。
- ②市町村長が処理する農地転用の許可等の事務に関して、意見聴取先である農業会議を農業委員会等に変更する。

[平成28年4月1日施行]

議案第45号 鳥取県民生委員定数条例の一部改正について（長寿社会課）

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行うものである。

(概要)

民生委員の定数を次のとおり変更する。

市町村	変更後	変更前
倉吉市	166人	164人
東伯郡琴浦町	66人	65人
西伯郡大山町	62人	61人

[平成28年12月1日施行]

議案第46号 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(消費生活センター)

消費者安全法の一部が改正され、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項は条例で定めるとされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①消費生活相談を行う消費生活相談室の名称及び位置を定める。
- ②知事は、消費生活相談に関する事務を知事が指定する法人その他の団体（以下「指定受託者」という。）に委託する。
- ③消費生活センターに、次の職員を置く。
 - ア 所長その他の所要の職員
 - イ 消費生活相談員その他の指定受託者の職員
- ④知事は、消費生活相談員の確保及び資質の向上を図るために必要があると認めるときは、指定受託者に対し、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施その他の措置を講ずることを求めるものとする。
- ⑤所長は、事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

[平成28年4月1日施行]

議案第47号 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期は条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

鳥取県建築審査会の委員の任期は、2年とする。

[平成28年4月1日施行]

議案第48号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

高山団地を岩美町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第49号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（立地戦略課）

企業立地や雇用に関する社会情勢の変化を踏まえ、企業立地事業補助金の加算措置等を見直すものである。

(概要)

- ①分割して1年間に交付する企業立地事業補助金の限度額を引き下げる。
- ②海外の工場等の移転に伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置は、県が成長分野と位置付けている事業の場合に限定する。
- ③先進技術を活用する事業、県内資源を活用する事業及び著しい雇用増を伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置について、その割合を引き下げる。
- ④コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金について、人件費補助を廃止する。
- ⑤特に著しい雇用増を伴う事業に対する企業立地事業補助金の加算措置を廃止する。

[平成28年4月1日施行ほか]

議案第50号 鳥取県港湾管理条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取港の利用促進を図るため、新たな荷役機械を導入したことに伴い、当該荷役機械の使用料の額を定めるものである。

（使用料の概要）

設定

区 分	単 位	金 額
グラブバケット使用料	1時間につき	8,503円

[平成28年5月1日施行]

議案第51号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取東京線の5便化が2年間延長されることに伴い、着陸料の軽減期間を延長するものである。

[平成28年3月27日施行]

議案第52号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課、水産課）

漁業研修支援資金の貸付制度を廃止することに伴い、同資金の返還に係る債務の免除に関する規定を削るものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第53号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設及び所要の改正を行うものである。

（設定）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定に係る事務

区 分	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
住宅の用に供する部分	16,000円～257,000円	4,000円～74,000円
住宅の用に供する部分以外の部分	80,000円～799,000円	9,000円～184,000円

長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務（増築又は改築する場合）

区 分	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
一戸建ての住宅	72,000円	17,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	147,000円～4,631,000円	34,000円～1,078,000円

（その他見直し）

技能検定試験の手数料に関する規定中引用する職業能力開発促進法施行令の条項を改める。

[平成28年4月1日施行]

議案第54号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部警務課）

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の増員を行うものである。

（概要）

現行 1,226人 → 改正後 1,230人（+4人）

[平成28年4月1日施行]

議案第55号 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（博物館）

山陰海岸学習館を鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館として、博物館から分離独立させること等に伴い、所要の改正を行うものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第56号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

中央病院の建替えに向けた体制整備及び厚生病院の診療機能の充実強化を図るため、医師、看護師及び医療技術員の増員を行うものである。

（概要）

現行 1,192人 → 改正後 1,226人（+34人）

[平成28年4月1日施行]

議案第57号 鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例の廃止について（子育て応援課）

子ども・子育て支援法が施行され、利用定員が19人以下の保育施設等に対して市町村が地域型保育給付費（負担割合：国2分の1、県4分の1、市町村4分の1）を支給する制度が創設されたため、届出保育施設等に対する助成制度を廃止するものである。

[平成28年4月1日施行]

議案第58号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（交通政策課）

相手方：鳥取バスターミナル株式会社

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東品治町107番2 ほか5筆	土地	2,013.20 m ²

貸付期間：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

貸付金額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第59号 財産を無償で貸し付けること（田園町下水道用地）について（財源確保推進課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市田園町二丁目219番地2	土地	51.19 m ²

貸付期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

無償貸付理由：下水道用地かつ地元の生活道路として良好な管理を行わせるため、引き続き鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。

議案第60号 財産を無償で貸し付けること（鳥取大学附属小・中学校整備事業用地）について（教育環境課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町南四丁目201番2号 ほか12筆	土地	6,126.95 m ²

貸付期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第61号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅高山団地）について（住まいまちづくり課）

相手方：岩美町
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
県営住宅高山団地	岩美郡岩美町大字高山薬師免142番地8ほか4筆	土地	2,890.00 m ²
		建物	810.18 m ² (10棟10戸)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、岩美町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第62号 財産の処分（消防防災ヘリコプター）について（消防防災課）

相手方：コトブキ・インターナショナル株式会社
処分財産：普通財産

品名	数量	処分予定価格
消防防災ヘリコプター（ベル・ヘリコプター・テキストロン社製ベル式412EP型）	1機	373,464,000円

処分理由：消防防災ヘリコプターの更新に伴い、処分しようとするものである。

議案第63号 財産の処分（株式会社鳥取県情報センター株式）について（情報政策課）

相手方：株式会社鳥取県情報センター
処分財産：普通財産

品名	数量	処分予定価格
株式会社鳥取県情報センター株式	420株	177,856,980円

処分理由：株式会社鳥取県情報センターから、更なる民営化を推進するため、現在、県が保有している同社の株式の一部を買い受けたい旨の申請があった。県としては、この方針を認め、財源確保の一環として、同社株式を処分しようとするものである。

議案第64号 損害賠償請求事件に係る和解について（道路企画課）

和解の相手方：甲 岡山県赤磐市 個人
乙 岡山県赤磐市 個人
丙 岡山県赤磐市 個人

和解の要旨：①県は、解決金合計650,000円を和解の相手方甲、乙及び丙に支払う。
②和解の相手方甲、乙及び丙は、その余の請求をいずれも放棄し、県と和解の相手方甲、乙及び丙の間には、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
③訴訟費用は、各自の負担とする。

概 要：平成25年7月15日、東伯郡三朝町木地山地内で、和解の相手方甲が一般国道179号を小型乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損するとともに、和解の相手方甲並びに同車両に同乗の和解の相手方乙及び丙が負傷したことが、法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵に起因するものとして、和解の相手方甲、乙及び丙が、2,192,275円の支払いを求める訴えを提起していたところ、鳥取地方裁判所から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。

議案第65号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（広域連携課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

規約に定める計画の策定及び実施に関する事務に、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を追加する。

議案第66号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定める協議について（政策法務課）

市町村（16団体）、一部事務組合及び広域連合（11団体）並びに鳥取県が共同して、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関を設置する規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第67号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について（情報政策課）

鳥取県内全域における人口減少社会に対応する行政体制の維持等を目的とし、情報システムの共同化に係る役割分担等を定めた連携協約を県内市町村とそれぞれ締結することに関し各市町村と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第68号 公立大学法人鳥取環境大学中期目標の一部変更について（教育・学術振興課）

公立大学法人公立鳥取環境大学が達成すべき業務運営に関する中期目標を変更することについて、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第69号 県道の路線の認定（鳥取空港賀露線）について（道路企画課）

鳥取空港賀露線（起点：鳥取空港、終点：鳥取市賀露町西）を認定するものである。

議案第70号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,150,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：岸本 信一 税理士

議案第71号 鳥取県税条例等の一部改正について（税務課、住まいまちづくり課）

地方税法等の一部が改正され、法人事業税の外形標準課税の拡大、自動車取得税の廃止及び環境性能割の創設等が行われることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①徴収の猶予及び職権又は申請による換価の猶予に関する申請手続等を定める。

②法人県民税の法人税割の税率を引き下げる。

③法人事業税について、外形標準課税を8分の3から8分の5に拡大する。

④法人事業税の税率の特例措置を廃止する。

⑤自動車取得税を廃止するとともに、自動車税として自動車の環境への負荷の低減に資する程度に応じた環境性能割を課する。

⑥自動車税の種別割を軽減するグリーン化特例について、適用対象を見直した上で、適用期間を1年間延長する。

[平成28年4月1日施行ほか]

議案第72号 子育て王国とっとり条例の一部改正について（子育て応援課等）

子どもの貧困対策並びに家庭及び地域の教育力の向上の重要性に鑑み、子育て王国ととりの施策として推進することを明らかにする等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①子育て王国ととりの基本的な考え方に、貧困が次の世代に連鎖しないようにすることを加える。
- ②県が市町村と連携して推進する施策として、次の事項を加える。
 - ア 貧困の状態にある子どもに対する学習の支援及びその家庭に対する孤立の防止その他の支援を行うこと
 - イ 家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供並びに地域において子育てに関わる活動を担う人材の育成
- ③子育て王国とっとり会議の所掌事務に子どもの貧困対策推進計画について知事に意見を述べることを加える。

[公布施行]

議案第73号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課、医療指導課）

次のとおり鳥取県国民健康保険財政安定化基金を新たに設置するものである。

（新たに設置する基金の概要）

名 称	設 置 目 的
鳥取県国民健康保険財政安定化基金	国民健康保険の財政の安定化を図ること。

[公布施行]